

東京市の  
木賃宿に関する調査

東京市  
社会局

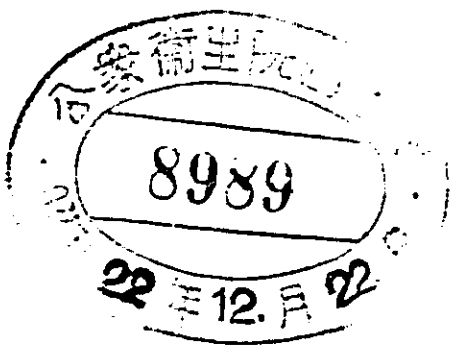
国立保健医療科学院蔵書



\*10012069\*

L  
DA  
31

L  
A A  
31



## 凡例

- 一、本書は労働者宿泊に關し社會事業的施設の參考に資せんが爲め大正十一年三月二十三日現在東京市内に於ける深川區富川町、本所區花町、同區小梅業平町、淺草區淺草町、四谷區永住町、同區旭町、及麻布區新廣尾町、及郡部に於ける一部荏原郡品川町、北豊島郡南千住町の木賃宿並に其宿泊人に就き行ひたる木賃宿調査の統計を基礎とし簡單なる解説を加へたるものなり。
- 二、該調査の統計原表は別に印刷に附せざりしを以て成るべく詳細なる數字表を引用するに努めたり。
- 三、該調査に關し幾多の材料を提供されたる警視廳並所在木賃宿所轄警察署及實地調査に際し多大の便宜と援助を與へられたる木賃宿同業者の御好意を謝す。

東京市社會局

# 東京市内の木賃宿に関する調査

## 目次

### 緒言

一

### 第一編 宿 泊 所

七一五

第一、木賃宿営業指定地と最近木賃宿の消長

七

一、木賃宿営業指定地と木賃宿數

二、最近木賃宿の消長

第二、一戸平均宿泊客竝に宿泊客數に依り分ちたる木賃宿

一五

一、一戸平均宿泊人員

二、宿泊客數に依り分ちたる木賃宿數

第三、木賃宿建物構造竝敷地及建坪

一九

一、持家と借家とに分ちたる木賃宿數

四、木賃宿敷地坪數

二、一戸建と長屋

五、建坪數

三、建物階數別

第四、宿泊室と宿泊人員

二六

- 一、宿泊室の燈火使用種別に依り分ちたる木賃宿數
- 二、燈火使用別宿泊室數
- 三、宿泊室全部の疊數に依り分ちたる木賃宿數
- 四、疊數別宿泊室數
- 五、使用宿泊室數
- 六、同室者數に依り分ちたる宿泊室數
- 七、同室者數に依り分ちたる宿泊人員
- 八、一人當り疊數別宿泊人員

第五、宿泊料金……………五〇

- 一、木賃宿一戸當り宿泊料金收入
- (ロ) 家族同伴者

- 二、一人當り宿泊料金
- 三、細民家族と木賃宿泊との關係

- (イ) 單身者
- 四、宿泊室一疊當り宿泊料金

第六、浴槽便所並用水……………六一

- 一、浴槽の有無に依り分ちたる木賃宿數
- 賃宿數

- 二、便所數に依り分ちたる木賃宿數
- 四、用水

- 三、共同炊事場の有無に依り分ちたる木賃宿數

第二編 宿 泊 人……………六一—七

第一、宿泊人種別……………六一

- 一、國籍及民籍別
- 四、體 性

- 二、單身者と家族同伴者
- 五、地方居住人の一時宿泊者

- 三、家族數に分ちたる家族同伴者

第二、世帯に於ける地位……………七

第三、戸主との續柄……………八

- 一、最初の上京當時に於ける地方出生者
- 二、調査當時に於ける東京出生者の戸主の戸主との續柄

第四、年齢構成……………八

- 一、總 說
- 三、家族同伴者

- 二、單身者

第五、縁事身分……………九

- 一、單身者
- (イ) 單身者

- 二、家族同伴者
- (ロ) 家族同伴者

- 三、年齢別配偶關係
- 四、夫妻相互の年齢配合

第六、出生地……………一〇

一、府縣別出生地

二、都鄙別出生地

(イ) 單身者

(イ) 單身者

(ロ) 家族同伴者に於ける世帯主及其配

(ロ) 家族同伴者

偶者

(ハ) 家族同伴者に於ける其他の家族

第七、止宿期間と宿泊人の移動

二〇

一、止宿期間

二、宿泊人の移動

(イ) 總 觀

(イ) 新規投宿者

(ロ) 單身者と家族同伴者

(ロ) 移動原因と季節

(ハ) 體性別

(ハ) 上京の年月

(ニ) 地區別

第八、教育關係

二九

一、就學不就學

二、教育程度

第九、自炊と外食

三三

第十、職 業

三六

一、有業者と無業者

(1) 勞務者

(イ) 單身者

(イ) 總 觀

(ロ) 家族同伴者

(ロ) 單身者と家族同伴者

二、職業大分類に依る有業者の職業

(ハ) 地區別

三、職業上の地位より觀たる有業者

(ニ) 女の職業

(イ) 總 觀

(2) 業 主

(ロ) 單身者と家族同伴者

(3) 職 員

(附) 副 業

四、業體より觀たる有業者

第十二、有業者の休業

三七

一、休業理由の一般的考察

(ハ) 一身上の都合

(イ) 勞働需給關係

二、休業者

(ロ) 天 候

三、休業理由に依り分ちたる休業者

附 録

一、木賃營業者より觀たる現行木賃宿に關する改良意見

二、職業細分類に依り分ちたる木賃宿泊有業者

(一) 地區別

(二) 宿泊人種類及體性別

目次終

統計表目次

一、數字表

- 第一表 東京市内に於ける木賃宿營業指定地と木賃宿數
- 第二表 明治二十年末に於ける東京市内各區別木賃宿數
- 第三表 明治二十年以降東京府管内木賃宿累年數
- 第四表 明治三十年以降每五年各區別木賃宿數
- 第五表 明治二十年末郡區別木賃宿數
- 第六表 一月平均宿泊客數
- 第七表 宿泊客數に分ちたる木賃宿數
- 第八表 持家と借家とに分ちたる木賃宿數
- 第九表 一月建と長家とに分ちたる木賃宿數
- 第一〇表 階級に依り分ちたる木賃宿數
- 第一一表 木賃宿に於ける敷地坪數
- 第一二表 敷地坪數と建物下坪數に依り分ちたる木賃宿數
- 第一三表 木賃宿一月平均建坪數
- 第一四表 建物數の階級に依り分ちたる木賃宿數
- 第一五表 燈火使用種別に依り分ちたる木賃宿數—實數
- 第一六表 燈火使用種別に依り分ちたる木賃宿數—比例
- 第一七表 燈火使用別木賃宿宿泊室數—實數
- 第一八表 燈火使用別木賃宿宿泊室數—比例
- 第一九表 木賃宿に於ける宿泊室全部の疊數に依り分ちたる木賃宿數

- 第二〇表 疊數に依り分ちたる宿泊室數—實數
- 第二一表 疊數に依り分ちたる宿泊室數—比例
- 第二二表 疊數に依り分ちたる調査當日客を收容したる宿泊室
- 第二三表 同室者數に依り分ちたる宿泊室數
- 第二四表 同室者數に依り分ちたる宿泊人員—實數
- 第二五表 同室者數に依り分ちたる宿泊人員—比例
- 第二六表 同室者數に依り分ちたる宿泊人員—實數
- 第二七表 同室者數に依り分ちたる宿泊人員—比例
- 第二八表 二疊の宿泊室に於ける同室者數に依り分ちたる宿泊人員—實數
- 第二九表 二疊の宿泊室に於ける同室者數に依り分ちたる宿泊人員—比例
- 第三〇表 三疊の間に於ける同室者數に依り分ちたる宿泊人員—實數
- 第三一表 三疊の間に於ける同室者數に依り分ちたる宿泊人員—比例
- 第三二表 一人當り疊數別宿泊人員—實數
- 第三三表 一人當り疊數別宿泊人員—比例
- 第三四表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者—實數
- 第三五表 宿泊料金に依り分ちたる單身宿泊者—比例
- 第三六表 家族同伴者一人平均宿泊料金(單位錢)
- 第三七表 一人當り宿泊料金に依り分ちたる家族同伴者人員
- 第三八表 家族を單位としたる宿泊料金別家族數—實數

- 第三九表 家族を單位としたる宿泊料金別家族數—比例
- 第四〇表 一疊當り竝に一人當り宿泊料金
- 第四一表 浴槽の有無に依り分ちたる木賃宿數
- 第四二表 便所數に依り分ちたる木賃宿數
- 第四三表 共同炊事場の有無に依り分ちたる木賃宿數
- 第四四表 用水に依り分ちたる木賃宿數
- 第四五表 用水の専用共用に依り分ちたる木賃宿數
- 第四六表 国籍に依り分ちたる木賃宿泊人
- 第四七表 單身者と家族同伴者とに分ちたる木賃宿泊人
- 第四八表 家族構成人員に依り分ちたる木賃宿泊家族同伴者
- 第四九表 家族數の階級に依り分ちたる宿泊人員—實數
- 第五〇表 家族數の階級に依り分ちたる宿泊人員—比例
- 第五一表 體性別木賃宿泊人
- 第五二表 地方居住者の一時宿泊者
- 第五三表 世帯に於ける地位に依り分ちたる木賃宿泊家族同伴者—實數
- 第五四表 同上—比例
- 第五五表 地方出生者の最初の東京當時に於ける戸主との續柄—實數
- 第五六表 同上—比例
- 第五七表 東京出生者の調査當時に於ける戸主との續柄—實數
- 第五八表 同上—比例
- 第五九表 年齢五歳階級に依り分ちたる木賃宿泊人員

- 第六〇表 年齢五歳階級に依り分ちたる木賃宿泊單身者
- 第六一表 年齢五歳階級に依り分ちたる家族同伴宿泊者
- 第六二表 年齢五歳階級に依り分ちたる家族同伴者の世帯主
- 第六三表 緣事身分に依り分ちたる單身宿泊者—實數
- 第六四表 同上—比例
- 第六五表 緣事身分に依り分ちたる家族同伴者
- 第六六表 年齢五歳階級及緣事身分に依り分ちたる木賃宿泊單身者
- 第六七表 年齢五歳階級及緣事身分に依り分ちたる家族同伴者
- 第六八表 夫妻年齢の差に分ちたる夫の年齢階級別夫婦數
- 第六九表 夫妻相互の年齢配合
- 第七〇表 妻の各年齢階級の總數を百としたる妻の年齢階級の割合
- 第七一表 妻の各年齢階級の總數を百としたる夫の年齢階級の割合
- 第七二表 主なる出生の府縣
- 第七三表 地區に依り分ちたる主なる出生府縣
- 第七四表 都鄙別出生者—單身者
- 第七五表 都鄙別出生者—家族同伴者
- 第七六表 止宿期間に依り分ちたる宿泊人
- 第七七表 止宿期間に依り分ちたる宿泊者—男女別
- 第七八表 地區に依り分ちたる止宿期間別宿泊者—單身者
- 第七九表 地區に依り分ちたる止宿期間別宿泊者—世帯主及其

- 第八〇表 地區に依り分ちたる新規投宿者
- 第八一表 大正十年中富川町木賃宿泊者
- 第八二表 上京後經過年數に依り分ちたる宿泊者割合
- 第八三表 就學の始期に達したる學齡兒童
- 第八四表 教育程度に依り分ちたる割合
- 第八五表 自炊と否とに分ちたる宿泊者
- 第八六表 自炊と否とに依り分ちたる單身者
- 第八七表 自炊と否とに依り分ちたる家族同伴者
- 第八八表 家族數に依り分ちたる自炊者と外食者
- 第八九表 有業無業に依り分ちたる單身者—實數及比例
- 第九〇表 有業無業に分ちたる家族同伴者—實數及比例
- 九一表 有業無業に分ちたる家族同伴者—實數及比例
- 九二表 職業大分類に依り分ちたる有業者—實數
- 九三表 職業大分類に依り分ちたる有業者—百分比
- 九四表 地區別職業大分類に依り分ちたる有業者—實數
- 九五表 地區別職業大分類に依り分ちたる有業者—百分比
- 九六表 職業上の地位に依り分ちたる有業者
- 九七表 職業上の地位に依り分ちたる單身者及家族同伴者
- 九八表 地區に依り分ちたる職業上の地位
- 九九表 職業中分類に依り分ちたる有業者
- 一〇〇表 職業名に依り分ちたる勞務者
- 一〇一表 地區に依り分ちたる勞務者—實數

- 第一〇二表 地區に依り分ちたる勞務者—比例
  - 第一〇三表 職業名に依り分ちたる女勞務者
  - 第一〇四表 職業名に依り分ちたる業主
  - 第一〇五表 地區に依り分ちたる業主
  - 第一〇六表 地區に依り分ちたる職員—實數
  - 第一〇七表 地區に依り分ちたる職員—百分比
  - 第一〇八表 單身者と家族同伴者とに分ちたる職員
  - 第一〇九表 戸内職
  - 第一一〇表 休業者
  - 第一一一表 休業理由に依り分ちたる休業者—實數
  - 第一一二表 休業理由に依り分ちたる休業者—百分比
- 二、圖 表
- 第一圖 木賃宿數累年比較表(東京府管内)
  - 第二圖 東京市内木賃宿數並宿泊人員
  - 第三圖 燈火使用別宿泊室數
  - 第四圖 疊數に依り分ちたる宿泊室數
  - 第五圖 宿泊料金別單身者
  - 第六圖 宿泊料金別家族同伴者(世帯數)
  - 第七圖 木賃宿泊人種別(市内)
  - 第八圖 宿泊人年齢別割合(市内及南品川千住)
  - 第九圖 年齢及配偶關係に依り分ちたる單身者(市内)
  - 第十圖 年齢及配偶關係に依り分ちたる家族同伴者(市内)
  - 第十一圖 自炊の有無に依り分ちたる宿泊人員

以上

## 東京市内の木賃宿に関する調査

### 緒言

今回の木賃宿調査は主として當局社會事業施設の參考資料に供し併せて勞働問題講究の一端の資料たらしめんが爲め企圖せしものにして市内の木賃宿並に其宿泊人の生活状態の一部に關し基礎的資料を得る目的を以つて統計的調査を施行せしものなり而して、本書述ぶる處は其第一次的調査の結果にして専ら木賃宿並に其宿泊人の外面的事象とも謂ふべき靜態的狀態に限り其内面的方面たる風紀思想習慣及家計的狀態等動態に關しては更に第二次調査に俟たんとす。

現在東京市内に於ける木賃宿の所在地は麻布區新廣尾町、四谷區永住町、同區旭町、本郷區上富士前町、淺草區淺草町、本所區小梅業平町、同區花町、深川區富川町、同區東大工町の九ヶ所にして今回の調査は市内は本郷區富士前町、深川區東大工町を除きたる他の七地區及市に隣接せる荏原郡品川町及北豊島郡南千住町の二地區所在の木賃宿並に其宿泊人全部に就き調査を施行したるものなり、今該調査の調査事項、調査方法及其他參考となるべき要點を摘記すれば左の如し。

#### (一) 調査事項

(甲) 宿泊所に關する事項



- (1) 持家か借家か
  - (2) 家屋の構造
  - (3) 敷地坪數
  - (4) 建物坪數(階數別)
  - (5) 疊數別宿泊室(階數別)
  - (6) 燈火使用種別宿泊室數
  - (7) 浴槽の有無
  - (8) 用水
  - (9) 便所數
  - (10) 共同炊事場の有無
- (乙) 宿泊人に關する事項
- (1) 氏名
  - (2) 男女の別
  - (3) 年齢
  - (4) 出生地

- (5) 最初の上京の年月
- (6) 最初の上京當時に於ける戸主との續柄
- (7) 世帯に於ける地位
- (8) 配偶關係
- (9) 職業
- (10) 調査當時休業者休業理由
- (11) 教育程度
- (12) 宿泊料金
- (13) 投宿月日
- (14) 自炊か否か

(二) 調査範圍及調査の對象

(1) 東京市内に於ける本郷區上富士前町三戸及深川區東大工町三戸を除きたる全部の木賃宿並其宿泊人

(2) 郡部は品川町及南千住町の木賃宿並其宿泊人全部

(三) 調査期日

大正十一年三月二十三日現在

(四) 調査機関及調査方法

調査員をして調査票を各木賃宿営業主若は管理者に配付し之が申告記入を依頼し調査票を蒐集せしめたるものにして調査員は木賃宿営業組合役員に囑託し其員數凡て四十二名なり。  
戸別調査方法竝に調査記入心得に關しては豫め數回當局と調査員と協議し又豫習調査を施行せり。

(五) 集計及製表

調査員より呈出せる調査票は一旦之を檢閲したる後當局に於て集計製表せるも其原表は詳細に過ぐるを以て更に主なる實數と比例とを算出したり。

即ち本書は該統計表を基礎とし本調査事項中の主なる項目に就き略述せしものなり、但該統計表は都合に依り別に印刷に附せざりしを以て成る可く詳細なる數字表を引用掲載するに努めたり。

尙今回調査したる木賃宿、其宿泊人及戸別調査員の數を地區別に表示すれば左の如し、(表中△印は増改築等の爲め休業中のものなり)

地 區	木賃宿數	宿泊人員	調査員數
深川區 富川町	△一〇八	四、二二六	一〇

本 所 區 花町	△ 八八	二、四〇七	六
淺草區 淺草町	七三	二、三八六	七
本所區 小梅業平町	△ 六一	一、九四六	六
四谷區 永仕町	二五	七八一	三
同 旭 町	二一	一、〇五四	四
麻布區 新廣尾町	一六	六八八	二
計	△三九三	一三、三八八	三八
荏原郡 品川町	一五	四九六	二
北豐島郡 南千住町	九	三五六	二
計	二四	八五二	四
合 計	△四一七	一四、二四〇	四二



(乙)

木賃宿調査票

(宿泊人ニ關スル調査)

調査員氏名

疊數

階

番	宿泊所	宿	泊	室
號				

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	所在地
自炊カ否カ	投宿月日	宿泊料金	教育程度	休業理由	職業	配偶關係	世帯ニ於ケル地位	戸主トノ續柄	最初上京シタル年月	出生地	年齢	男女ノ別	氏名	區郡
	年 月 日					有 死 離 未			年 月		歳			町
	年 月 日					有 死 離 未			年 月		歳			丁目
	年 月 日					有 死 離 未			年 月		歳			番地

(營業者  
管理  
者)  
氏名

一 本票ハ各室毎ニ宿泊人全部ニ就キ調査ス 同室宿泊者三人以上ニシテ二枚以上ニ亘ル場合ハ一括ニ綴ルコト

## 木賃宿調査票記入心得

### 甲、宿泊所に関する調査

- 一、(1)持家か借家か及(2)家屋の構造は該當の文字の周圍に輪環を附すること
- 二、(3)敷地坪數(4)建坪數は一宿泊所(附屬建物とも)の總體を調査すること
- 三、(5)宿泊室數に於て十疊以上は最後の欄に内譯して記入し又六疊半とか七疊半とか本票に印刷しあらざる宿泊室は適當の處に記入すること
- 四、(6)設備の(ハ)用水(ニ)共同炊事場の有無及(ホ)浴槽の有無は該當文字の周圍に輪環を附すること
- 五、(8)敷地坪數(4)建坪數(5)宿泊室數(6)設備(イ)燈火使用別宿泊室數(ロ)便所數は一、二、三、等の文字にて記入し、該當の事項なき欄は空白になし置くこと

### 乙、宿泊人に関する調査

- 一、番號は算用數字にて最初に宿泊所の番號、次に宿泊室の番號を記入し一室二枚以上に亘る時は更に次の欄に1、2、3、……と記入すること
- 二、階とある所には一階なるか、二階なるか、三階なるか、其の室の在る階名を記入すること
- 三、疊數は室の疊數を算用數字にて記入すること
- 四、(1)氏名、一室に宿泊者二人以上在る時は家族同伴者を先に、單身者を次に記入すること、家族同伴者では初筆に世帯主次に配偶者、次に祖父、祖母、父、母、子、孫及其配偶者次に兄弟姉妹及其配偶者次に其他の親族等を記入すること  
家族同伴者で引續き宿泊して居り偶々調査當日一時不在なること明かなるものは宿泊者と見做して調査し氏名の欄に一時不在と記入すること  
氏名の明でない者は通稱を記入すること
- 五、(2)男女の別、男は男、女は女と記入すること
- 六、(3)年齢、調査當時の實際の年齢を記入すること  
必ずしも戸籍と同一でなくとも宜しい、年齢の不明な者は見込の年齢を凡そ何歳と記入すること
- 七、(4)出生地、は出生したる道、府、縣、郡、市、町、村名を記入すること  
郡、市、町、村名の不明のものは單に町なるか、村なるかを記入すること
- 八、(5)最初上京したる年月、は東京以外で生れた者で初めて東京で生活する目的で出て來た年月を記入し、又所要等のため上京せし者は其旨記入すること

九、(6)戸主との續柄、は地方出生者は最初の東京當時に於ける、又東京出生者は調査當時に於ける戸主との續柄にして戸主は戸主と家族は弟とか、姉とか、子女とか、簡單に戸主との續柄を記入すること

十、(7)世帯に於ける地位、世帯主は主人、世帯主の配偶者は妻又は夫、子女及其配偶者は長男、長男の妻、次女、次女の夫、直系尊族は祖父、祖母其他は兄、弟、伯父、從兄等の如く世帯主に對する續柄を記入すること

十一、(8)配偶關係、(イ)現に妻ある男、夫ある女は有(ロ)配偶者に死別して現に獨身の者は死(ハ)離別して現に獨身の者は離(ニ)未婚者は未と夫々該當の文字の周圍に輪環を附すること  
再婚のため死別離別を併せ有する者は最近のものに依ること

十二、(9)職業、は生活の主なる物資を得る目的を以てする日常の勞務を記入し一定の職業なきものは最近從事したる仕事を記入すること

職業の記載は成るべく細密に其職業上の地位をも明かにし得るやう記入すること、例へば人力車挽なるときは自有人力車挽、借人力車挽、宿車挽子自用车挽子等と記入し、人夫なる時は常雇か、日雇かを明かにし仕事の種類をも成るべく詳しく記入すること例へば區役所常雇掃除人夫、日雇掃除人夫等の如し

十三、(10)休業理由、日常職業あるものにして、調査當日休業したるものは其理由例へば病氣、所用、任意、公休、失業等夫々該當の文字を記入すること

十四、(11)教育の程度、は學校を卒業又は修業したるものは何々學校何學年卒業又は修業と記入し現に通學中の者は何學年通學中と記入すること

學校教育を受けたること無き者は其程度を記入すること例へば尋常二年修業程度又は讀み書き出來すと記入するか如し

十五、(12)宿泊料金、は増布團代、入浴料等を合算したる金額を記入すること

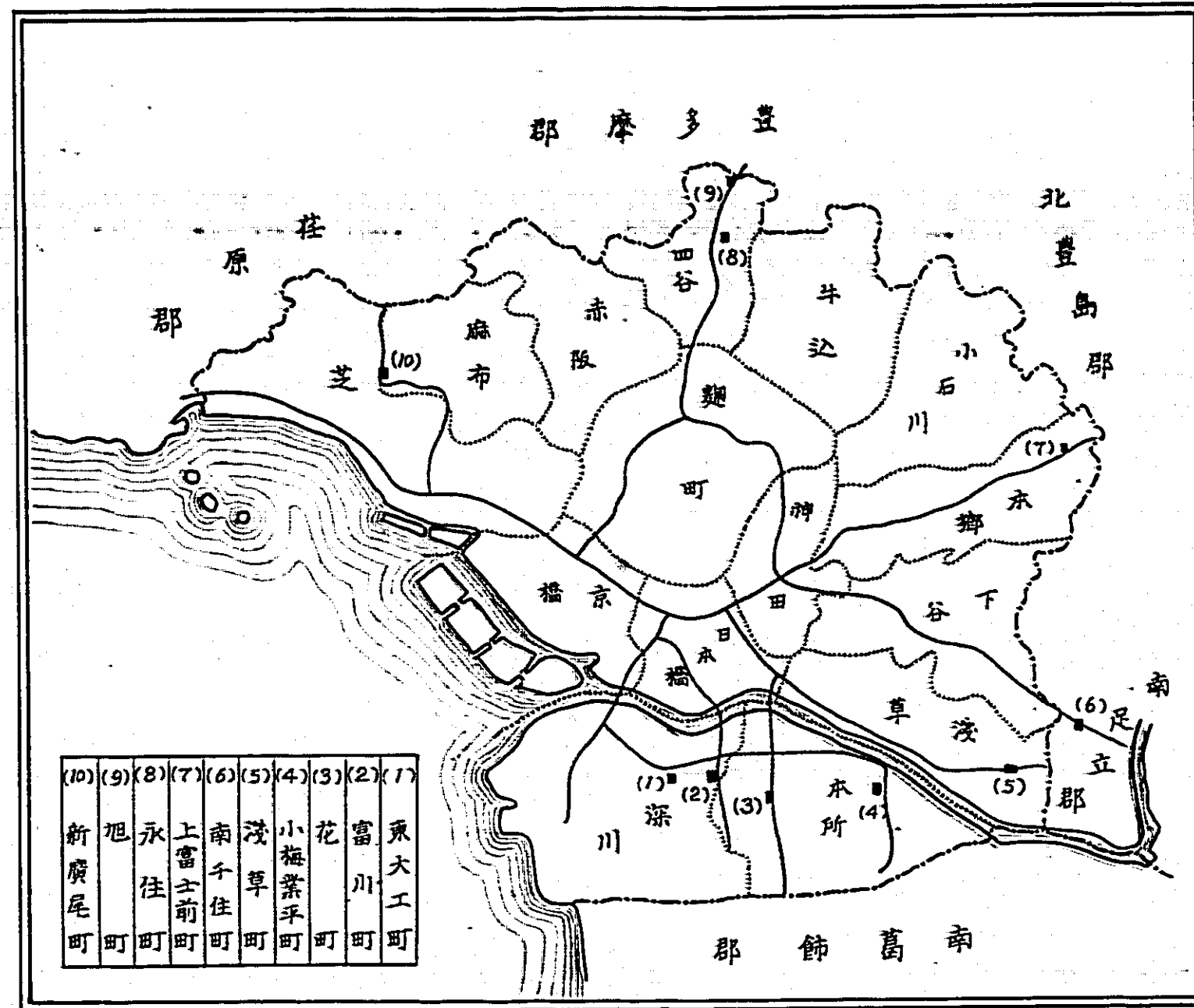
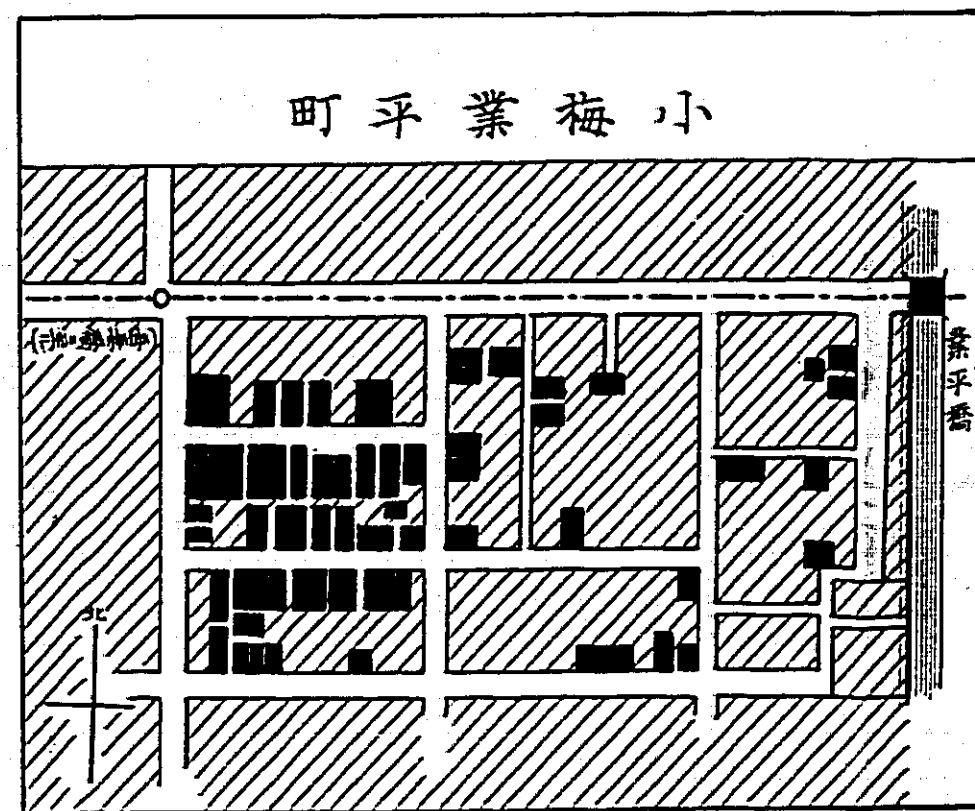
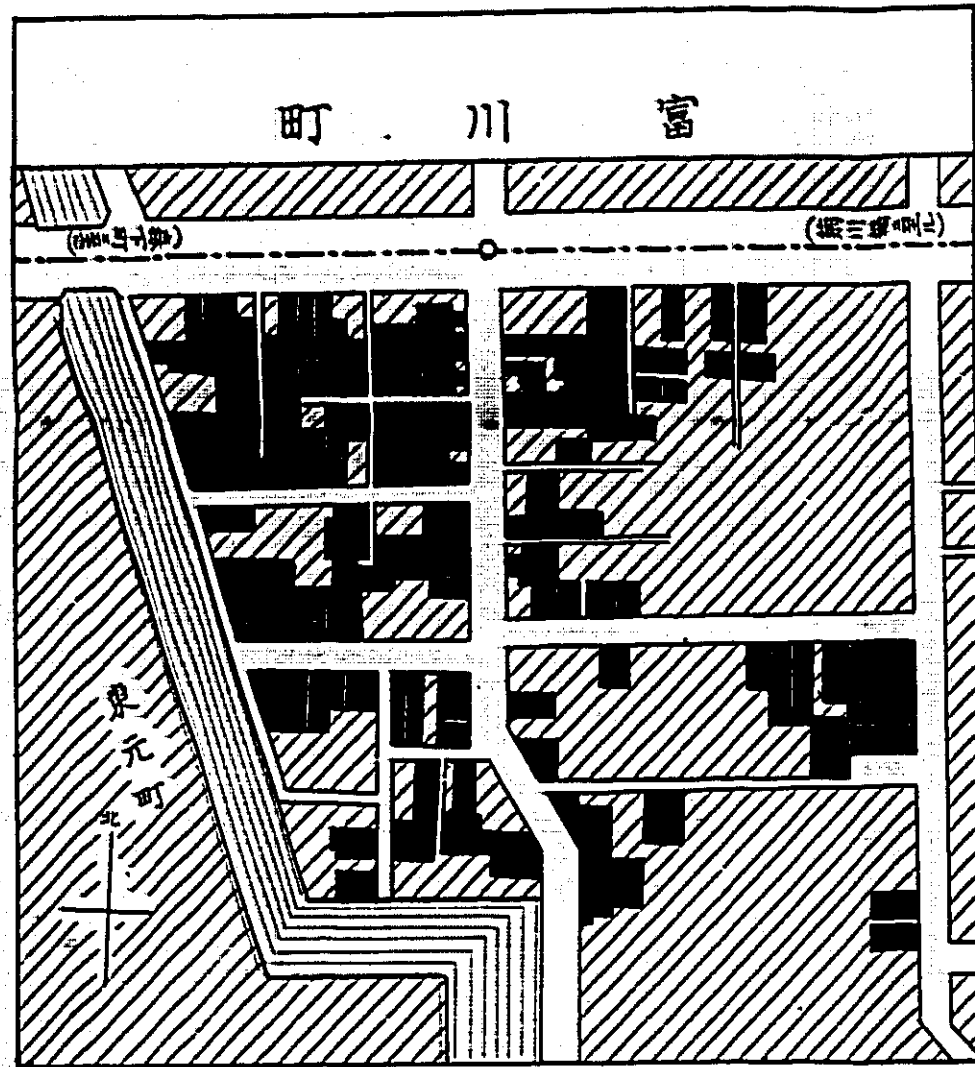
十六、(13)投宿月日、は初めて投宿したる年月日例へば何年何月何日と記入すること

中途一時不在の者は引續き止宿者と見做すこと

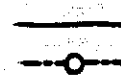


十七、(14)自炊か否か、自炊器具が自己所有なると借用なるとに拘らず宿所にて自炊するものは自炊と然らざるものは空白になし置くこと

# 木賃宿在所地在木賃宿配置圖

(在大正二十三年三月末日現在)



例 九

 電車  
 工場其他  
 木賃宿

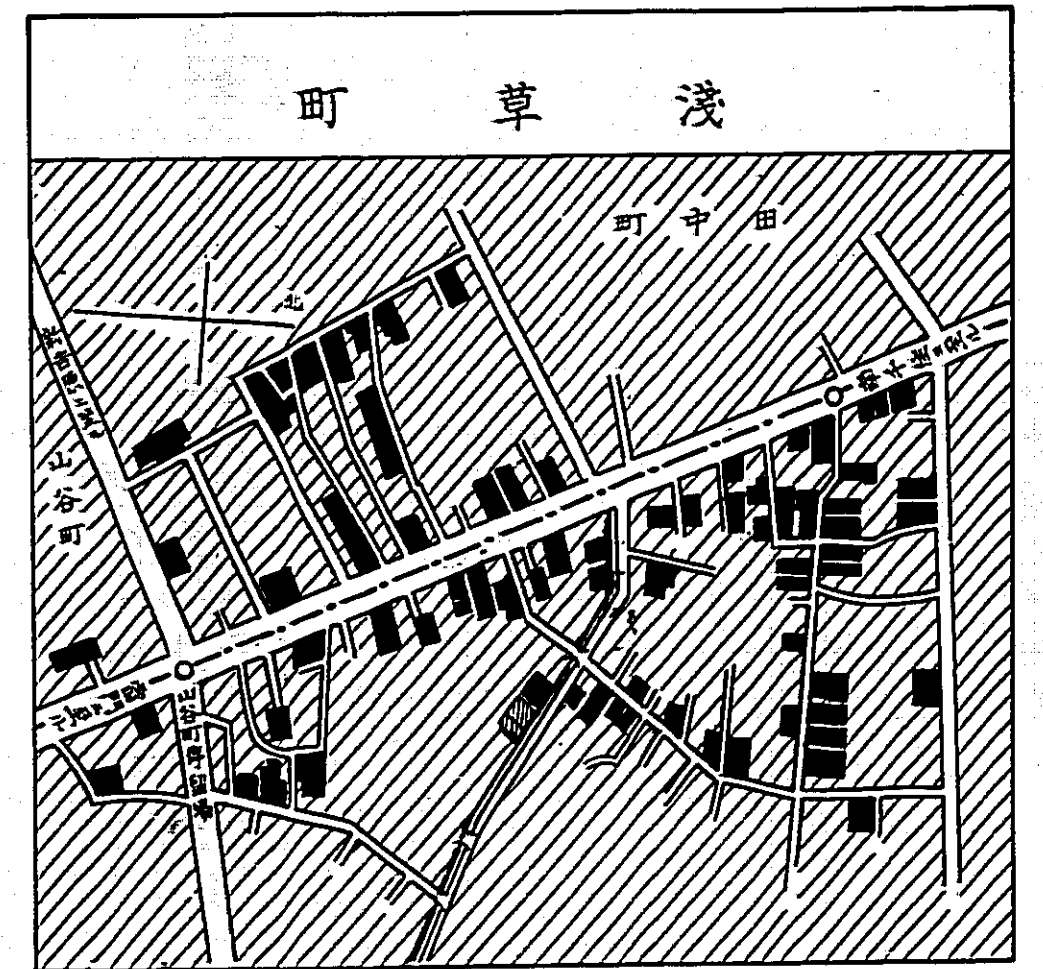
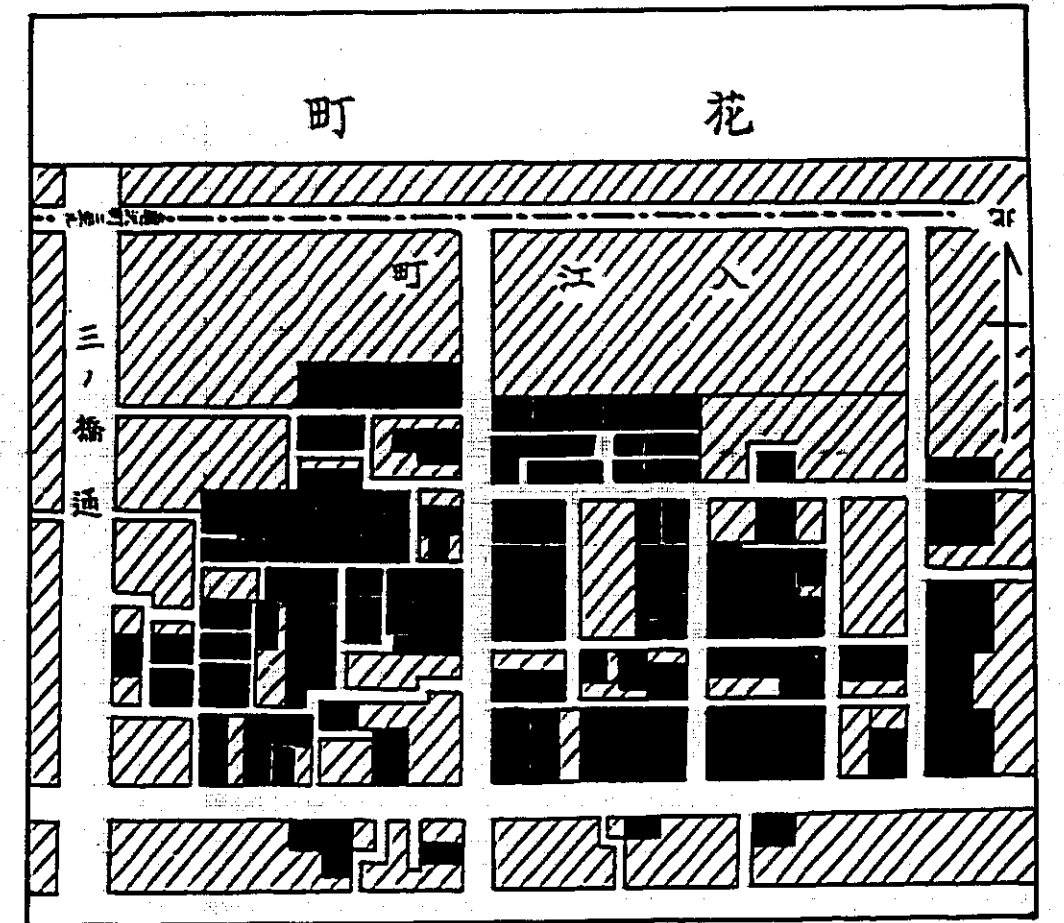
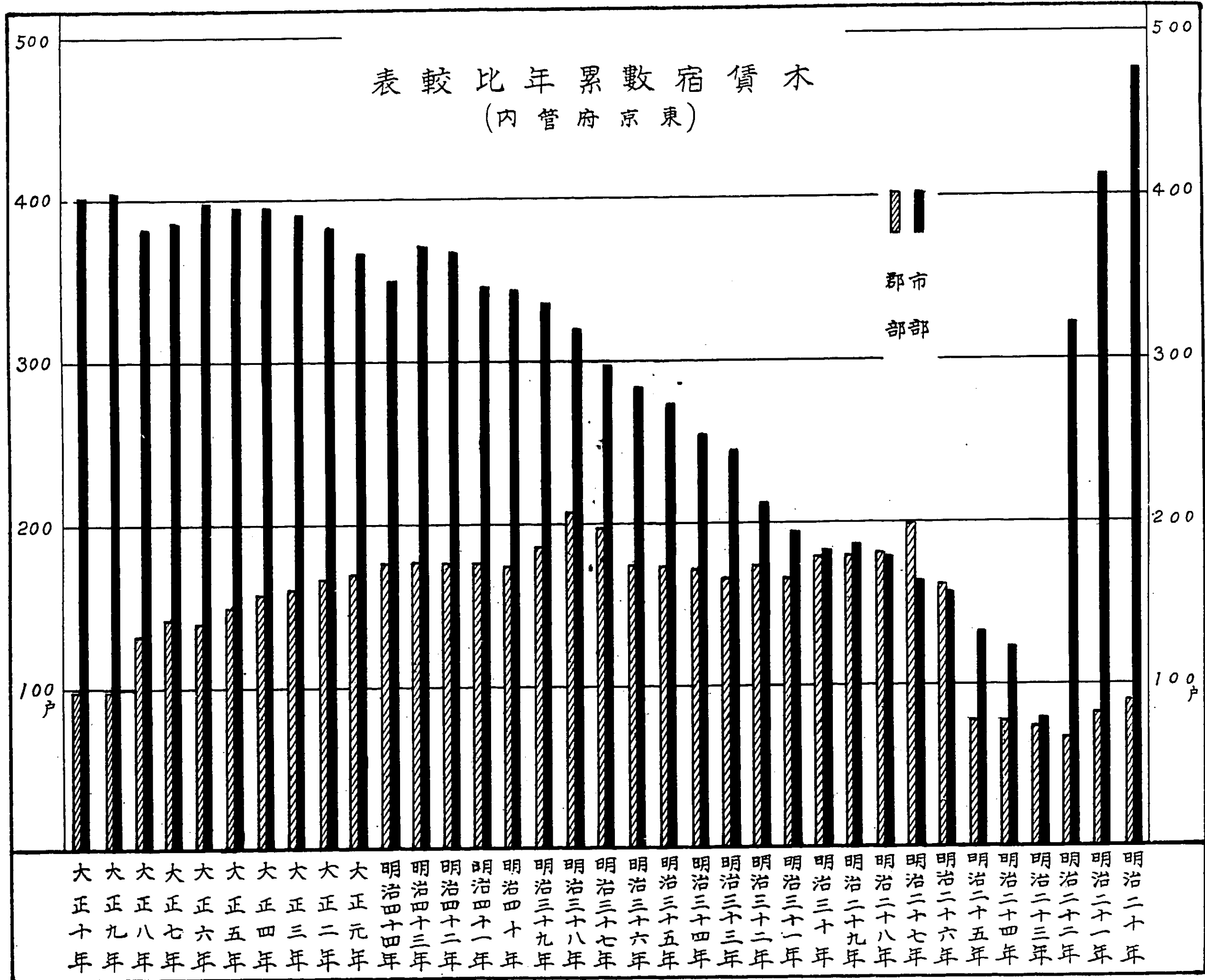


圖 一 第



## 第一編 宿 泊 所

### 第一、木賃宿營業指定地と最近木賃宿の消長

一、木賃宿營業指定地と木賃宿數 現今木賃宿は一般に食事を給せず宿泊料を徴し寢具と風呂とを供給して客人を宿泊せしむるものにして、其起原は頗る古し、往古にありては旅人は皆米糲を携へ旅舎に至り自ら飯糧を燒煮し其柴薪代即ち木錢を拂ふて宿泊せしを以て木錢宿又は木賃宿と稱ひたりしが、其後交通の頻繁となるに従ひ漸次設備を改め食事を供して宿泊せしめ今日の宿屋の發達を見るに至れり、其間木賃宿は諸藝人、人夫等専ら下層階級の宿泊機關として宿場又は都會の場末等に存して、今尙其數少なからざるも、現今は都鄙に依り多少其存在の理由を異にす、概して地方の木賃宿は一夜泊りの旅のものにして漸次衰退に傾くも、都市に於ける木賃宿は一夜泊りのものより長期の止宿者多く、一面下級労働者の簡易なる居住宅として他面低廉なる宿舍として都會に於ける人口増加の趨勢に應じて増加の歩を辿るが如し。

東京市に於ては元と木賃宿又は安宿として市内各所に散在しありしが、明治二十年十月警察令第十九號宿屋營業取締規則に依り初めて營業地を限定せられたり、今東京市内に於ける其指定地及び大正十



年末木賃営業戸数並に宿泊客概算数を示せば左の如し。

第一表 東京市内に於ける木賃宿営業指定地と木賃宿数

區名	地	城	木賃宿数	同上百分比	宿泊客概数
芝	白金猿町		1		
麻	新廣尾町		16	4.0	700
赤	青山北町五丁目				
四	永住町(四番地より二十番地までを除く)		25	6.2	800
同	旭町		21	5.2	1,050
本	上富士前町八十三番地		3	0.7	90
下	初音町三丁目(一番地より十三番地までを除く)				
浅	浅草町		73	18.2	2,400
本	小梅業平町(業平橋通を除く)		63	15.7	2,000
同	花町(堅川通を除く)		89	22.1	2,450
深	宮川町(二十七番地より三十七番地まで)		109	27.1	4,200
同	東大工町(十九番地より二十九番地まで)		3	0.7	60
同	銀岸町(二十六番地より百四十九番地まで)				
合計			402	100.0	13,750

右に依れば宮川町最も多く其数一〇九戸を算し全市の二割七分を占め、次いで花町の八九戸浅草町の

七三戸小梅業平町の六三は其多きものに属し孰れも其割合は一割六分乃至二割二分にして他は皆其数少なし、即ち永住町は二十五戸旭町は二十一戸新廣尾町は十六戸を算し、又上富士前町及東大工町は共に三戸に過ぎず、而して白金猿町、青山北町、初音町及靈岸町の四地區は指定地なるも現今宿屋全く無し。

尙参考の爲め木賃宿営業指定前の明治二十年末に於ける各區別木賃宿数(警視廳統計書に依る)を示せば左表の如し。

第二表 明治二十年末に於ける東京市内各區別木賃宿数

區名	木賃宿数	同上百分比	宿泊客概数
麹町區	8		6
神田區	128		6
日本橋區	34		27
京橋區	31		56
芝區	56		83
麻布區	3		15
赤坂區	2		9
四谷區	16		480
合計	402	100.0	13,750

即ち營業地指定前は市内各區に存し神田區内最も多く浅草、芝、下谷の各區之に次ぎ赤坂區、麻布區等山の手最も少なきを見る、而して本所、深川の兩區は當時尙未だ其数甚だ少なりき。

今回社會局に於て調査したるは上富士前町、東大工町の二地區を除きたる他の七地區に於ける木賃宿全部三九三戸(外に増改築等の爲め休業中三戸あり)竝に荏原郡品川町の十五戸及北豊島郡南千住町の九戸なり。

二、最近木賃宿の消長 最近木賃宿の消長が如何なる状態にあるか之が觀察として適當の資料を有せざるを以て、單に宿屋數に就き木賃宿營業指定地規則發布の年即ち明治二十年以降東京府管下に於ける累年の宿屋數(警視廳統計書に依る)を一瞥するに左の如し。(大正十年市部木賃宿數が當局調査と多少相違あるも本表は便宜警視廳統計書の事實に依る)

第三表 明治二十年以降東京府管内木賃宿累年數

年次	實數			明治三十年を百としたる指數		
	市内	郡部	計	市内	郡部	計
明治二十年	四八〇	八九	五六九			
同二十一年	四一三	八二	四九五			
同二十二年	三三二	六六	三八八			
同二十三年	七七	七二	一四九			
同二十四年	一二二	七五	一九七			
同二十五年	一三二	七五	二〇七			
同二十六年	一五六	一五八	三一四			
同二十七年	一六二	一九七	三五九			

同二十八年	一七八	一八〇	三五八			
同二十九年	一八七	一七九	三六六			
同三十年	一九三	一七七	三五八			
同三十二年	二一〇	一七一	三八一			
同三十三年	二四三	一六四	四〇七			
同三十四年	二五三	一六六	四一九			
同三十五年	二七一	一七〇	四四一			
同三十六年	二八二	一七二	四五四			
同三十七年	二九八	一九三	四九一			
同三十八年	三一八	二〇五	五二三			
同三十九年	三三五	一八五	五二〇			
同四〇年	三四四	一七一	五二〇			
同四十一年	三四五	一七五	五二〇			
同四十二年	三六六	一七五	五四一			
同四十三年	三六六	一七二	五三八			
同四十四年	三四六	一七一	五二九			
大正元年	三六三	一六六	五二九			
同二年	三八〇	一六二	五四二			
同三年	三八八	一五五	五四三			
同四年	三九四	一五三	五四七			
				二二七・七	八六・四	一五二・八

大正五年	三九四	一四六	五四〇	二一七・七	八二・五	一五〇・八
同 六年	三九七	一三五	五三二	二一九・三	七六・三	一四八・六
同 七年	三八四	一三六	五二〇	二一二・二	七六・八	一四五・三
同 八年	三八〇	一二八	五〇八	二〇九・九	七二・三	一四一・九
同 九年	四〇三	九五	四九八	二二二・七	五三・七	一三九・一
同一〇年	四〇一	九八	四九九	二二一・五	五五・四	一三九・四

右に依れば東京府管内に於ける木賃宿数は市郡を合して明治二十年は五六九戸にして後年に比し其數甚だ多く、翌二十一年より二十三年迄逐年遞減して一四九戸に減少し翌二十四年より二十七年迄年々遞増して二十七年は三五九戸を算するに至れるが、爾後三十一年迄は増減交々にして三十一年は二十七年に比し結局二戸を減じて三五七戸を示せり、而して同年以後は二、三の年を除くの外漸増の途を辿り大正四年の五四七戸を最高とす、只大正五年以後は稍々遞減せるを見る、今之が増加の割合を觀るに明治二十年以降六、七年の間は木賃宿營業地限定の結果移轉等の爲め廢業開業多く爲めに増減の差大なるを以て、又二十七年より三十年頃迄は増減少なく其戸數大差なきを以て共に其期間を除外し、便宜三十年を基準とし同年を百とし二十四ヶ年後の大正十年の割合を觀るに一三九・四を示せり、即ち市部郡部を合したる木賃宿は大正十年は明治三十年に比し約四割の増加を示せり（之は木賃宿數の比較にして客の收容力の比較に非らざるや勿論なり）。

更に市部と郡部との増加率を比較するに、大正九年には旭町が郡部より市部に編入せられたるを以て便宜大正八年迄の事實に就き觀察するに、明治三十年に於ける市部の木賃宿は一八一戸大正八年は三八〇戸にして明治三十年の百に對し大正八年は二〇九・九を示し約二倍の増加なるに、郡部は之に反し明治三十年の一七七戸に對し大正八年は一二八戸にして明治三十年の百に對し大正八年は七二・三を示し約三割の減少を示せり、又兩者を對比するに明治三十年は市部の一八一戸に對し郡部は一七七戸ありて略々市郡同數なりしが大正八年は市部三八〇戸郡部一二八戸にして郡部は市部の約三分の一に過ぎざるに至れり、而して郡部は明治三十八年の二〇五戸を最高として明治三十年の百に對し一一五・三を示し爾後漸減し近年益々凋落の現象を呈するに反し、市部は明治三十年以降二、三の年に於て減少を示せるものあるも概して逐年遞増し來り其最高は大正六年の三九七戸其増加割合明治三十年の百に對し二一九・三なり、唯大正七、八年は六年に比し稍々減少せるを見るも此二ヶ年の事實を以て遽に衰退の兆と斷す可からず。

右上の如く木賃宿が市部に於て發達し郡部に於て衰退を見たるは種々の事情原因あるべきも主として社會狀態、經濟狀態の變遷に伴ひ昔時と今日と其客種及宿泊事情を異にせるに依るが如し、蓋し昔時の木賃宿泊客は物賈世間師の如き一夜泊りのもの相當に多かりしが今日は之等のもの減じ宿泊客は主として、勞働者及普通旅客にして勞働者は勞働需求交通の關係上市部に集中し、普通旅客亦都

會に多きを以て漸次木賃宿が郡部に減少し市部に増加する状態を誘致せし所以なるべし。  
 尙市内各地區に於ける木賃宿盛衰の實情に關しては更に後段詳述する處あるべきも大體如上の理由に依り工業地區たる本所、深川兩區に發展せるを見る、今參考の爲め明治三十年以降毎五年市内各區別木賃宿數を表示すれば左の如し(表中△印は旭町を合算せるものなり)。

第四表 明治三十年以降毎五年各區別木賃宿數

區名	明治三十年	同三十五年	同四十年	大正元年	同五年	同十年	明治三十年に比し大正十年の増加實數	明治卅年を百としたる指數
芝	三	三	三	二	一	一	(-) 三	一
麻布	三	一〇	一八	二〇	一八	一六	一三	五三三
四谷	一六	一七	二七	二六	二五	二五	九	一五六
本郷	三	三	三	三	三	三	〇	二八八
淺草	三二	四五	五一	五七	七五	七三	四一	二二八
本所	七八	一〇	一三〇	一五〇	一五四	一五二	七四	一九五
深川	四六	八三	一二二	一〇五	一一八	一二二	六六	二四三
計	一八一	二七一	三四四	三六三	三九四	三八一	二〇〇	二二〇
						△四〇二	二二一	二二二

右に依れば明治三十年に比し大正十年の増加實數の最も多きは本所區の七四戸にして、深川區の六六戸淺草町の四一戸之に次ぎ其他の各區は増加數甚だ少なく芝區は全部廢業せるを見る、而して其増加

割合の多きは麻布區にして明治三十年に比し大正十年は五倍餘を示し次いで深川區、淺草區、本所區の順なりとす。

因に營業地指定前の明治二十年末の東京府管内に於ける木賃宿數を郡區別に見るに、最も多きは神田區にして淺草、芝、下谷の各區之に亞で多きものたり、即ち左表の如し。

第五表 明治二十年末郡區別木賃宿數

郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數	郡區名	木賃宿數
麹町區	八	赤坂區	二	淺草區	八三	南多摩郡	一八
神田區	一二八	四谷區	一六	本所區	一五	北豐島郡	一七
日本橋區	三四	牛込區	六	深川區	九	南足立郡	一三
京橋區	三一	小石川區	六	市部計	四八〇	南葛飾郡	一
芝區	五六	本郷區	二七	荏原郡	二五	郡部計	八九
麻布區	三	下谷區	五六	東多摩郡	一五	合計	五六九

第二、一戸平均宿泊客竝に宿泊客數に依り分ちたる木賃宿

一、一戸平均宿泊人員 今回調査したる木賃宿數は市内三九三戸郡部(品川町及南千住町の二地區にして以下單に郡部とあるは此二地區を指す)二四戸にして、其宿泊人員は市内一三、三八八人、郡部八五二人なり、之が一戸當り平均宿泊人員は市部は三四・一人、郡部は三五・五人なり、今其戸數及宿泊人